

山形県外来医療計画



令和2年7月

山形県

山形県外来医療計画

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 本県では、全国的な傾向と同様に、高齢化の一層の進行により、本県人口に占める高齢者の割合が年々増加し、2025年には、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳以上となることから、医療・介護に対するニーズがさらに増大することが見込まれます。
- こうした状況を踏まえ、県では、県民誰もが安心して保健・医療・福祉サービスを受けられる体制を充実・強化するため、平成30年3月、本県の保健医療施策の基本方針となる第7次山形県保健医療計画を策定し、この計画に基づき各種施策を推進しているところです。
- また、厚生労働省は、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること等を踏まえ、地域毎の医師の偏在状況や外来医療に関する情報を「見える化」し、新規開業者にその地域に不足する外来医療機能に係る情報を提供することにより医師偏在の是正につなげるとともに、各地域の実情を踏まえ外来医療を確保していくことを目的として、平成30年7月、医療法を改正し、都道府県が策定すべき医療計画（本県では「保健医療計画」）に「外来医療提供体制の確保に関する事項」（＝外来医療計画）を追加しました。
- 以上を踏まえ、今般、「医師確保計画策定ガイドライン及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（平成31年3月29日付け、医政地発0329第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長及び医発0329第6号同局医事課長通知、以下「ガイドライン」という。）に基づき、山形県外来医療計画（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 第7次山形県保健医療計画の一部として、本県における外来医療提供体制の確保に関する事項について定めるものです。

3 計画の期間

- 令和2年度（2020年度）から、令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

4 計画の対象区域

- 山形県保健医療計画と同様に、二次医療圏と同じ4区域とする。ただし、各地域の状況を踏まえて、必要に応じて、二次医療圏より小さい地域での検討を行うこととします。

Ⅱ 計画の内容

1 外来医師偏在指標について

- 厚生労働省から示された外来医師偏在指標^{※1}は以下のとおりです。
- 本県には外来医師多数区域^{※2}はありません。

| | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 |
|----------|-------|------|------|------|
| 外来医師偏在指標 | 102.1 | 74.2 | 86.7 | 85.8 |
| 全国平均 | 106.3 | | | |
| 全国順位 | 138 | 305 | 239 | 251 |

- ※1 外来医師偏在指標
地域ごとの外来医師の偏在状況を相対的に示すことを目的として、厚生労働省が全国 335 二次医療圏ごとに、人口構成、性別等をもとに計算した指標値。
- ※2 外来医師多数区域
全国 335 二次医療圏のうち、外来医師偏在指標の値が上位 33.3%以内(112 位以内)に入っている地域。

2 本県の外来医療提供体制に関する情報

- 本県における外来医療提供体制に関するデータは別添 1 から 6 のとおりです。

3 各二次医療圏における外来医療提供体制の検討項目

- ガイドラインに基づき、各二次医療圏において以下について協議を行いました。
 - (1) 各地域において不足している外来機能について
 - ・ガイドラインにおいて、二次医療圏ごとに検討すべき外来医療機能の例として、①初期救急（夜間・休日の診療）、②在宅医療及び③公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）が示されていることから、これらのうち、各地域で不足している機能について検討を行うことを基本としました。
 - (2) 不足している外来医療機能の現状・課題について
 - ・不足している外来医療機能の現状・課題について整理しました。
 - (3) 不足している外来医療機能を確保していくための方策について
 - (4) 外来医療に関する協議の場の設置について
 - (5) 医療機器の共同利用方針について

Ⅲ 各二次医療圏の計画内容

1 村山二次医療圏

(1) 地域で不足する外来医療機能について

| 地域名 | 不足する外来医療機能 |
|------|----------------------------------|
| 東南村山 | ①初期救急 ②在宅医療 ③警察医への協力等の公衆衛生 |
| 西村山 | ①初期救急 ②在宅医療 ③学校医、産業医等の公衆衛生 |
| 北村山 | ①初期救急 ②在宅医療 ③学校医、産業医等の公衆衛生 |

(2) 不足する外来医療機能ごとの現状と課題について

① 初期救急（休日夜間診療）

- 東南村山地域においては、山形市医師会が山形市休日夜間診療所（休日歯科診療所）を開設し、小児も含めた休日、夜間の体制が整備されています。
- 西村山地域においては、休日昼間は在宅当番医制、平日夜間は地区医師会のサポートにより、県立河北病院内で小児も含め診療していますが、休日夜間の体制は未整備となっています。
- 北村山地域においては、休日診療所で小児も含め診療しています。夜間の体制は未整備となっており、北村山公立病院が対応しています。

【村山地域の初期救急医療体制】

| 地域 | 休日昼間 | 夜間 |
|------|---|---|
| 東南村山 | <ul style="list-style-type: none"> ・山形市 山形市休日夜間診療所（小児科含む） ・上山市 在宅当番医 ・天童市 在宅当番医 ・山辺町 在宅当番医 ・中山町 在宅当番医 ※救急告示病院の救急外来（13施設） | <ul style="list-style-type: none"> ・山形市 山形市休日夜間診療所（小児科含む） ・上山市（平日夜間） 在宅当番医 ・上山市（休日夜間）、天童市、山辺町、中山町については、山形市休日夜間診療所でカバー ※救急告示病院の救急外来（13施設） |
| 西村山 | <ul style="list-style-type: none"> ・寒河江市（西川町、大江町） 在宅当番医（小児科含む） ・河北町 在宅当番医（小児科含む） ・朝日町 在宅当番医（小児科含む） ※救急告示病院の救急外来（4施設） 県立河北病院、寒河江市立病院、西川町立病院、朝日町立病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・県立河北病院 平日夜間、医師会協力医サポート体制（小児科含む） 【休日夜間体制 未整備】 ※救急告示病院の救急外来（4施設） 県立河北病院、寒河江市立病院、西川町立病院、朝日町立病院 |

| | | |
|-------------|--|--|
| 北 村 山 | <ul style="list-style-type: none"> ・村山市 村山市休日診療所（小児科含む） ・東根市 東根市休日診療所（小児科含む） ・尾花沢市 在宅当番医（小児科含む） ・大石田町 在宅当番医（小児科含む） | <p style="text-align: center;">【休日・平日夜間体制 未整備】</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ※救急告示病院の救急外来（1施設） 北村山公立病院 小児科については、小児科医師が土・日（祝日を含む）8:30～17:15 対応 | <ul style="list-style-type: none"> ※救急告示病院の救急外来（1施設） 北村山公立病院 小児科については、小児科医師が月～水（祝日を含まない）17:15～19:15 対応 |

資料：村山保健所調べ（平成 31 年 4 月 1 日現在）

- 村山地域の時間外等外来患者数については、診療所は平成 26 年度の 36,919 人から、平成 30 年度の 35,601 人とやや減少しています。また、病院は平成 26 年度の 71,043 人から平成 30 年度の 61,355 人へ減少している状況です。

【村山地域の休日・夜間の救急医療機関受診者数】

| 項 目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 休日・夜間診療所受診者数 | 36,919 人 | 34,471 人 | 35,886 人 | 35,488 人 | 35,601 人 |
| 救急告示病院受診者数 （二次・三次救急医療機関） | 71,043 人 | 68,614 人 | 64,725 人 | 61,206 人 | 61,355 人 |

資料：休日・夜間診療所受診者数：村山保健所調べ、救急告示病院受診者数：県地域医療対策課調べ

② 在宅医療

- 平成 29 年度の人口 10 万人当たり訪問診療患者延数について、村山地域は診療所、病院ともに全国値よりも少なくなっています。県内で村山地域は、診療所（807.2 人）は、庄内地域（861.1 人）に次いで多く、病院（33.4 人）は最も少ない状況です。
- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの往診患者延数について、村山地域は診療所では全国値を上回っていますが、病院では全国値を下回っています。県内で村山地域は、診療所（213.4 人）は、庄内地域（330.5 人）に次いで多い状況です。
- 医療現場では、「訪問診療や往診をしている医師は相当数いるものの、在宅医療の需要に応じるには不足」との認識です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療患者延数（診療所、病院）】（平成 29 年度）

| 項 目 | 人口 10 万人当たり 訪問診療患者延数（月平均算定回数） | | 人口 10 万人当たり 往診患者延数（月平均算定回数） | |
|------|----------------------------------|---------|--------------------------------|--------|
| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
| 全国 | 990.5 人 | 131.0 人 | 155.9 人 | 10.7 人 |
| 山形県 | 718.8 人 | 71.2 人 | 220.7 人 | 6.2 人 |
| 村山地域 | 807.2 人 | 33.4 人 | 213.4 人 | 6.9 人 |
| 最上地域 | 287.9 人 | 75.0 人 | 29.4 人 | * |

| | | | | |
|------|--------|--------|--------|------|
| 置賜地域 | 458.8人 | 127.7人 | 165.0人 | * |
| 庄内地域 | 861.1人 | 101.9人 | 330.5人 | 5.9人 |

資料：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)・住民基本台帳 H30.1.1 現在
*印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの訪問診療医療施設数について、村山地域は診療所では全国値を上回り、病院では全国値を下回っています。県内では、診療所 (19.3 箇所) は、庄内地域 (22.6 箇所) に次いで多く、病院 (1.5 箇所) は置賜地域 (3.7 箇所) の約 4 割となっています。
- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの往診医療施設数について、診療所 (21.4 箇所) は、庄内地域 (26.0 箇所)、置賜地域 (22.1 箇所) に次ぐものとなっています。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療施設数 (診療所、病院)】 (平成 29 年度)

| 項目 | 人口 10 万人当たり 訪問診療施設数 (月平均施設数) | | 人口 10 万人当たり 往診医療施設数 (月平均施設数) | |
|------|---------------------------------|--------|---------------------------------|--------|
| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
| 全国 | 16.8 箇所 | 2.4 箇所 | 16.7 箇所 | 1.5 箇所 |
| 山形県 | 19.3 箇所 | 2.3 箇所 | 21.9 箇所 | 1.9 箇所 |
| 村山地域 | 19.3 箇所 | 1.5 箇所 | 21.4 箇所 | 1.6 箇所 |
| 最上地域 | 12.9 箇所 | * | 10.3 箇所 | * |
| 置賜地域 | 17.5 箇所 | 3.7 箇所 | 22.1 箇所 | * |
| 庄内地域 | 22.6 箇所 | * | 26.0 箇所 | 2.3 箇所 |

資料：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)・住民基本台帳 H30.1.1 現在
*印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

- 訪問看護ステーションとの連携は在宅療養支援診療所を中心に、他の関係機関との連携に比べ比較的多くの医療機関で取り組まれています。リハ職種と連携した訪問リハビリや薬局への訪問薬剤管理指導依頼などの連携は低い傾向があります。
- 村山地域においては、山形市医師会の医師が中心となって立ち上げた「山形在宅ケア研究会」や山形大学医学部看護学科が中心となって立ち上げた「やまがた在宅ケアかんごねっと」、県立中央病院が中心となって立ち上げた「村山緩和ケア研究会」等が、医療・介護の連携や在宅医療における多職種連携の推進及び医療・介護関係者等の支援の質の向上を目指した自主的な活動を展開しており、これらの活動の継続とさらなる活性化が必要です。

関係機関と連携している医療機関数 (二次医療圏ごとの総数)

| 項目 | 緊急時の入院先病床確保 | 往診、看取り等を行う医師確保 | 訪問看護ステーションへの訪問看護指示 | 歯科診療所と連携し口腔ケア等 | 薬局へ訪問薬剤管理指導依頼 | リハ職種と連携し訪問リハビリ | 介護施設と連携し施設で看取り |
|----|-------------|----------------|--------------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 山形県 | 41% | 17% | 84% | 10% | 30% | 44% | 36% |
| 村山 | 31% | 11% | 82% | 9% | 23% | 40% | 35% |
| 最上 | 45% | 0% | 55% | 9% | 36% | 36% | 64% |
| 置賜 | 61% | 19% | 86% | 12% | 35% | 49% | 32% |
| 庄内 | 43% | 28% | 89% | 10% | 35% | 46% | 37% |

資料 山形県在宅医療実態調査（平成 30 年 3 月 山形県、山形県医師会）

県全体 (n=281 内訳：病院 30、在宅療養支援診療所 73、在宅療養支援診療所以外の診療所 178)
 村山 (n=131 内訳：病院 9、在宅療養支援診療所 26、在宅療養支援診療所以外の診療所 96)
 最上 (n= 11 内訳：病院 3、在宅療養支援診療所 3、在宅療養支援診療所以外の診療所 5)
 置賜 (n= 57 内訳：病院 12、在宅療養支援診療所 15、在宅療養支援診療所以外の診療所 30)
 庄内 (n= 82 内訳：病院 6、在宅療養支援診療所 29、在宅療養支援診療所以外の診療所 47)

③ 公衆衛生

- 医師数に着目してみると、村山地域の医師数は、平成 24 年 12 月末現在の 1,579 人から、平成 28 年 12 月末現在の 1,574 人へ減少しています。また平成 28 年 12 月現在の人口 10 万人当たり医師数 (287.0 人) は全国値を上回っていますが、西村山 (144.0 人)、北村山 (105.5 人) と地域による偏りが顕著となっています。

【医師数及び人口 10 万対医師数】（各年 12 月 31 日現在）

| 項目 | 平成 24 年 | | 平成 26 年 | | 平成 28 年 | |
|------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 医師数 | 人口 10 万対医師数 | 医師数 | 人口 10 万対医師数 | 医師数 | 人口 10 万対医師数 |
| 全国 | 303,268 人 | 237.8 人 | 311,205 人 | 244.9 人 | 319,480 人 | 251.7 人 |
| 山形県 | 2,598 人 | 225.5 人 | 2,606 人 | 230.4 人 | 2,597 人 | 233.3 人 |
| 村山地域 | 1,579 人 | 282.5 人 | 1,577 人 | 285.2 人 | 1,574 人 | 287.0 人 |
| 最上地域 | 113 人 | 138.2 人 | 109 人 | 137.7 人 | 105 人 | 137.5 人 |
| 置賜地域 | 393 人 | 176.4 人 | 380 人 | 175.0 人 | 382 人 | 180.1 人 |
| 庄内地域 | 513 人 | 177.9 人 | 540 人 | 191.8 人 | 536 人 | 194.1 人 |

| 項目 | 平成 24 年 | | 平成 26 年 | | 平成 28 年 | |
|-----------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 医師数 | 人口 10 万対医師数 | 医師数 | 人口 10 万対医師数 | 医師数 | 人口 10 万対医師数 |
| 東南村山 | 1,343 人 | 357.3 人 | 1,362 人 | 364.8 人 | 1,357 人 | 364.7 人 |
| 山形市 | 1,182 人 | 465.0 人 | 1,206 人 | 476.0 人 | 1,200 人 | 473.8 人 |
| 上市市、天童市、山辺町、中山町 | 161 人 | 132.3 人 | 156 人 | 130.0 人 | 157 人 | 132.1 人 |
| 西村山 | 130 人 | 154.9 人 | 121 人 | 147.1 人 | 116 人 | 144.0 人 |
| 北村山 | 106 人 | 107.1 人 | 94 人 | 96.6 人 | 101 人 | 105.5 人 |

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- 平成 28 年の村山地域の診療所の年齢階級別医師数割合は、60 歳以上の割合(51%)は、全国値(47%)を上回っており、県内では他 3 地域と比べて最も低い状況です。

【診療所の年齢階級別医師数割合】(平成 28 年 12 月 31 日現在)

| 項目 | 全国 | 山形県 | 村山地域 | 最上地域 | 置賜地域 | 庄内地域 |
|-------|-----|-----|------|------|------|------|
| ～59 歳 | 53% | 46% | 49% | 46% | 41% | 41% |
| 60 歳～ | 47% | 54% | 51% | 54% | 59% | 59% |

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- 令和元年度の村山地域における学校医(県立学校) 1 人当たりの学校数(0.4 箇所)は置賜地域、庄内地域と同じ状況であり、学校医(県立学校) 1 人当たりの生徒数(119 人)は、最も少ない状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 項目 | 学校医数 | 学校医 1 人当たり 学校数 | 学校医 1 人当たり 生徒数 |
|------|-------|-------------------|-------------------|
| 山形県 | 170 人 | 0.4 箇所 | 128.3 人 |
| 村山地域 | 85 人 | 0.4 箇所 | 119.0 人 |
| 最上地域 | 11 人 | 0.6 箇所 | 146.6 人 |
| 置賜地域 | 35 人 | 0.4 箇所 | 126.4 人 |
| 庄内地域 | 39 人 | 0.4 箇所 | 145.4 人 |

| 項目 | 学校医数 | 学校医 1 人当たり 学校数 | 学校医 1 人当たり 生徒数 |
|---------------------|------|-------------------|-------------------|
| 東南村山 | 62 人 | 0.3 箇所 | 109.1 人 |
| 山形市 | 37 人 | 0.3 箇所 | 132.6 人 |
| 上山市、天童市、 山辺町、中山町 | 25 人 | 0.3 箇所 | 74.4 人 |
| 西村山 | 10 人 | 0.4 箇所 | 152.6 人 |
| 北村山 | 13 人 | 0.5 箇所 | 140.0 人 |

資料：県スポーツ保健課調べ ※生徒数は平成 30 年度、内科、眼科、耳鼻科、精神科、整形外科含む

- 令和元年度の村山地域における学校医(市町立学校) 1 人当たり学校数は 0.7 校、学校医(内科、眼科、耳鼻科の合計) 1 人当たりの児童・生徒数は、182.1 人となっています。
- 地区別には、学校医(内科、眼科、耳鼻科の合計) 1 人当たりの児童・生徒数は、

東南村山（198.6人）が最も多く、西村山（133.0人）の1.5倍となっています。

また、眼科及び耳鼻科の学校医は、内科の学校医に比べて人数が少ないので、一人当たりの学校数や児童・生徒数が内科の学校医よりも多くなっています。

診療科ごとに見ると、学校医（内科）1人当たりの児童・生徒数は、東南村山（332.5人）が最も多く、西村山（216.7人）の1.5倍となっています。

学校医（眼科）1人当たりの児童・生徒数は、北村山（1,744.5人）が最も多く、西村山（835.9人）の2.1倍となっています。

学校医（耳鼻科）1人当たりの児童・生徒数は、北村山（1,395.6人）が最も多く、西村山（585.1人）の2.4倍となっています。

市町立学校の学校医の配置状況（令和元年5月1日現在）

| | 学校医数(人) | | | | 学校医1人当たりの 学校数(校) | | | | 学校医1人当たりの 児童・生徒数(人) | | | |
|---------------------|---------|----|-----|-----|---------------------|-----|-----|-----|------------------------|---------|---------|-------|
| | 内科 | 眼科 | 耳鼻科 | 計 | 内科 | 眼科 | 耳鼻科 | 計 | 内科 | 眼科 | 耳鼻科 | 計 |
| 村山地域 | 140 | 36 | 39 | 222 | 1.1 | 3.9 | 3.6 | 0.7 | 288.8 | 1,036.7 | 940.2 | 182.1 |
| 東南村山 | 83 | 28 | 28 | 139 | 1.0 | 3.0 | 3.0 | 0.6 | 332.5 | 985.8 | 985.8 | 198.6 |
| 山形市 | 49 | 17 | 18 | 84 | 1.1 | 3.1 | 2.9 | 0.6 | 387.2 | 1,116.0 | 1,054.0 | 225.9 |
| 上山市、天童市、 山辺町、中山町 | 34 | 11 | 10 | 55 | 0.9 | 2.9 | 3.2 | 0.6 | 253.8 | 784.5 | 862.9 | 156.9 |
| 西村山 | 27 | 7 | 10 | 44 | 1.2 | 4.3 | 3.1 | 0.7 | 216.7 | 835.9 | 585.1 | 133.0 |
| 北村山 | 30 | 4 | 5 | 39 | 1.2 | 9.0 | 7.2 | 0.9 | 232.6 | 1,744.5 | 1,395.6 | 178.9 |

資料：村山保健所調べ

学校数及び児童・生徒数は、山形県学校名鑑（令和元年5月1日現在）による。

学校医数のうち、村山市、尾花沢市及び大石田町の眼科及び耳鼻科については、検診を行う医師数（学校医の委嘱は行われていない。）

- 令和元年度の村山地域における産業医1人当たりの事業所数（3.4箇所）は庄内地域（3.1箇所）に次いで少なく、産業医1人当たりの従業員数（429.7人）は、県内で最も多い状況です。
- 医療現場では「産業医は日本医師会の認定制度があり、資格取得者は増えているが、まだ不足」との認識です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】

| 項 目 | 認定産業医数 | 事業所と契約している産業医数 | 産業医1人当たり事業所（50人以上）数 | 産業医1人当たり従業員（50人以上事業所）数 |
|-----|--------|----------------|---------------------|------------------------|
| | | | | |

| | | | | |
|------|-------|-------|--------|---------|
| 山形県 | 522 人 | 381 人 | 3.3 箇所 | 400.7 人 |
| 村山地域 | 285 人 | 188 人 | 3.4 箇所 | 429.7 人 |
| 最上地域 | 29 人 | 18 人 | 4.0 箇所 | 357.8 人 |
| 置賜地域 | 88 人 | 78 人 | 3.5 箇所 | 381.8 人 |
| 庄内地域 | 120 人 | 97 人 | 3.1 箇所 | 367.8 人 |

| 項 目 | 認定 産業医数 | 事業所と契約し ている産業医数 | 産業医 1 人当 り事業所 (50 人 以上) 数 | 産業医 1 人当 り従業者 (50 人 以上事業所) 数 |
|---------------------|------------|--------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 東南村山 | 211 人 | 140 人 | 3.3 箇所 | 410.0 人 |
| 山形市 | 156 人 | 104 人 | 3.2 箇所 | 399.0 人 |
| 上山市、天童市、 山辺町、中山町 | 55 人 | 36 人 | 3.4 箇所 | 441.7 人 |
| 西村山 | 40 人 | 31 人 | 2.7 箇所 | 319.5 人 |
| 北村山 | 34 人 | 17 人 | 5.5 箇所 | 793.1 人 |

資料：山形県医師会調べ（令和元年 11 月現在）

「産業医 1 人当たり事業所（50 人以上）数」及び「産業医 1 人当たり従業者（50 人以上事業所）数」は、経済センサス-活動調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）における事業所数及び従業者数を、「事業所と契約している産業医数」で除したものの。

- 村山地域における警察協力医の 1 人当たりの件数は、年 30 件前後で推移し県平均とほぼ同様の数値となっているものの、東南村山については県平均よりも高い状況となっています。
- 警察協力医は、協力医の高齢化による担い手不足や、特定の医師に依頼が集中し負担が大きい、など指摘されています。
- ※ 『死因究明等推進基本法（令和元年 6 月 12 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行）』により、国及び地方公共団体は、「死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等」の施策を講ずるものとされています。山形県では、山形県死因究明等推進協議会を設置（平成 30 年 5 月 17 日）し、山形県における死因究明等に係る各種事業を推進させるとともに、その方策等について協議することとしています。

警察協力医の検案実施状況

| | 警察協力医数 | 1 人当たり件数 | | |
|------|--------|----------|---------|--------|
| | | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 |
| 山形県 | 27 人 | 31.6 件 | 29.3 件 | 28.6 件 |
| 村山地域 | 12 人 | 31.2 件 | 30.9 件 | 29.8 件 |

| | | | | |
|------|----|-------|-------|-------|
| 最上地域 | 1人 | 74.0件 | 73.0件 | 49.0件 |
| 置賜地域 | 8人 | 21.1件 | 16.6件 | 15.0件 |
| 庄内地域 | 6人 | 39.2件 | 35.8件 | 40.8件 |

| | 警察協力医数 | 1人当たり件数 | | |
|-------------|--------|---------|-------|-------|
| | | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 東南村山 | 6人 | 38.5件 | 41.3件 | 37.3件 |
| 山形市、山辺町、中山町 | 3人 | 59.7件 | 59.0件 | 55.3件 |
| 上山市、天童市 | 3人 | 17.3件 | 23.7件 | 19.3件 |
| 西村山 | 3人 | 16.7件 | 20.3件 | 20.7件 |
| 北村山 | 3人 | 31.0件 | 20.7件 | 24.0件 |

資料：山形県警察本部調べ

(3) 不足する外来医療機能を確保するための方策について

- 県（村山保健所）、各市町、各医師会、各医療機関等の関係機関は、村山地域医療構想調整会議における継続的な協議を通して、地域の医療機関の外来医療における役割分担や連携等、地域における課題を共有します。
- 村山地域医療構想調整会議において議論を行い、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促します。

(4) 医療機器の効率的な活用に向けた取組みについて

- ①医療機器の配置状況等に関する情報は別添のとおりです。
- ②共同利用の方針は次のとおりとします。

村山二次医療圏内の医療機関がCT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）及びマンモグラフィを新規購入又は更新する場合には、共同利用計画書（様式1）を県に提出するものとします。

(5) 外来医療計画に関する協議の場について

村山二次医療圏の外来医療計画については、村山地域医療構想調整会議または同会議病床機能調整ワーキングにおいて協議するものとします。

また、その協議概要については県ホームページにおいて公表することとします。

2 最上地域二次医療圏

(1) 地域で不足する主な外来医療機能について

| 地域名 | 不足する主な外来医療機能 |
|-----|-------------------------|
| 最上 | ①初期救急 ②在宅医療 ③公衆衛生 |

(2) 不足する外来医療機能ごとの現状と課題

① 休日・夜間の救急医療

- 最上地域においては、休日・夜間の救急医療は、新庄市夜間休日診療所、県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院及び町立金山診療所で担っています。

【最上地域の初期救急医療体制】（平成29年度～）

| | 休 日 | 平日夜間 |
|--|--|----------------------|
| 新庄市夜間休日診療所 | 日曜、祝日、12月31日～1月3日 受付 8時30分～11時30分 13時～16時30分 | 月～土 受付 18時30分～21時 |
| 県立新庄病院 最上町立最上病院 町立真室川病院 新庄徳洲会病院 | 診療時間外の救急受付 | |
| 町立金山診療所 | 土曜、日曜、祝日、年末年始 | 受付 8時30分～16時 |

- 最上地域の休日・夜間の救急患者数についてみると、新庄市夜間休日診療所（新庄市民に限らず、最上管内7町村等の住民も受診可能です。）は、平成26年度の4,475人から平成30年度の4,035人へ減少しています。また、県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院及び町立金山診療所は、平成26年度の15,239人から平成30年度の13,176人へ減少しています。

【最上地域の休日・夜間の救急患者数】

| 項 目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H26-H30 増減率 |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 新庄市夜間休日診療所 | 4,475人 | 4,441人 | 4,194人 | 3,922人 | 4,035人 | ▲9.8% |
| 県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院、町立金山診療所 | 15,239人 | 14,822人 | 14,144人 | 13,388人 | 13,176人 | ▲13.5% |
| 合 計 | 19,714人 | 19,263人 | 18,338人 | 17,310人 | 17,211人 | ▲12.7% |

最上総合支庁保健企画課調査

<参考>最上広域市町村圏事務組合消防本部の救急搬送件数・人数

救急搬送件数・人数ともに増加傾向にあります。

| 項 目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H26-H30 増減率 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 救急搬送件数 | 2,771 件 | 2,884 件 | 2,940 件 | 2,888 件 | 3,030 件 | +9.3% |
| 救急搬送人数 | 2,678 人 | 2,796 人 | 2,858 人 | 2,797 人 | 2,946 人 | +10.0% |

最上広域市町村圏事務組合消防本部から令和元年12月20日聞き取り

- 地域住民により発足された「私たちとお医者さんを守る最上の会」が医療機関の時間外適正受診の普及啓発活動を実施しています。
- 県立新庄病院の令和5年度の移転改築に合わせ、新庄市夜間休日診療所機能を移転改築後の県立新庄病院に移転することにしています。

② 在宅医療

- 平成29年度の人口10万人当たりの訪問診療医療施設数について、診療所数は4地域で最も少ない状況です。
- 平成29年度の人口10万人当たりの往診医療施設数について、診療所数は4地域で最も少ない状況です。

【人口10万人当たり訪問診療・往診診療 施設数】（平成29年度）

| 項 目 | 人口10万人当たり 訪問診療施設数 | | 人口10万人当たり 往診医療施設数（月平均施設数） | |
|-------------|----------------------|----------|------------------------------|----------|
| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
| 山形県 | 19.3 箇所 | 2.3 箇所 | 21.9 箇所 | 1.9 箇所 |
| 最上地域 | 12.9 箇所 | ※ | 10.3 箇所 | ※ |
| 村山地域 | 19.3 箇所 | 1.5 箇所 | 21.4 箇所 | 1.6 箇所 |
| 置賜地域 | 17.5 箇所 | 3.7 箇所 | 22.1 箇所 | ※ |
| 庄内地域 | 22.6 箇所 | ※ | 26.0 箇所 | 2.3 箇所 |

外来医療計画に係るデータ集を基に最上総合支庁が加工

※印は、厚生労働省により秘匿データとされているため算定できない。

- 平成29年度の人口10万人当たり訪問診療患者延数について、診療所は4地域で最も少なく、病院は村山地域に次いで少ない状況です。
- 平成29年度の人口10万人当たりの往診患者延数について、診療所は4地域で最も少ない状況です。

【人口10万人当たり訪問診療・往診診療患者延数】（平成29年度）

| 項 目 | 人口10万人当たり 訪問診療患者延数 | 人口10万人当たり 往診患者延数 |
|-----|-----------------------|---------------------|
| | | |

| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
|-------------|---------------|--------------|--------------|----------|
| 山形県 | 718.8人 | 71.2人 | 220.7人 | 6.2人 |
| 最上地域 | 287.9人 | 75.0人 | 29.4人 | ※ |
| 村山地域 | 807.2人 | 33.4人 | 213.4人 | 6.9人 |
| 置賜地域 | 458.8人 | 127.7人 | 165.0人 | ※ |
| 庄内地域 | 861.1人 | 101.9人 | 330.5人 | 5.9人 |

外来医療計画に係るデータ集を基に最上総合支庁が加工

※印は、厚生労働省により秘匿データとされているため算定できない。

※訪問診療：在宅療養を行う患者であって、疾病・傷病のため通院が困難なものに対して定期的に訪問して診療を行うこと

往診診療：通院できない患者から、電話などで予定外に訪問要請が入り、医師がその都度、患者のいる場所に赴き診療を行うこと

③ 公衆衛生

- 令和元年度の最上地域における学校医1人当たりの学校数、学校医1人当たりの生徒数ともに4地域で最も多い状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】（平成31年4月1日現在 再掲）

| 項目 | 学校医数 | 学校医1人当たり 学校数 | 学校医1人当たり 生徒数 |
|-------------|------------|-----------------|-----------------|
| 山形県 | 170人 | 0.4箇所 | 128.3人 |
| 最上地域 | 11人 | 0.6箇所 | 146.4人 |
| 村山地域 | 85人 | 0.4箇所 | 119.0人 |
| 置賜地域 | 35人 | 0.4箇所 | 126.4人 |
| 庄内地域 | 39人 | 0.4箇所 | 145.4人 |

※生徒数は平成30年度、内科、眼科、耳鼻科、精神科含む
県スポーツ保健課調査を基に最上総合支庁が加工

- 令和元年度の最上地域における産業医1人当たりの事業所数は4地域で最も多く、産業医1人当たりの従業員数は、4地域で最も少ない状況です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】（令和元年11月現在）

| 項目 | 認定産業医数 | 事業所（50人以上）と契約している 産業医数 | 産業医1人当たり 事業所（50人以上）数 | 産業医1人当たり 従業員（50人以上事業所）数 |
|-------------|------------|---------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 山形県 | 522人 | 381人 | 3.3箇所 | 400.7人 |
| 最上地域 | 29人 | 18人 | 4.0箇所 | 357.8人 |
| 村山地域 | 285人 | 188人 | 3.4箇所 | 429.7人 |

| | | | | |
|------|-------|------|--------|---------|
| 置賜地域 | 88 人 | 78 人 | 3.5 箇所 | 381.8 人 |
| 庄内地域 | 120 人 | 97 人 | 3.1 箇所 | 367.8 人 |

山形県医師会調査及び総務省「経済センサス-活動調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）」を基に最上総合支庁が加工

<参考>事業所数（50 人以上）及び従業者数

1 事業所当たりの従業者数は、4 地域で最も少ない状況です。

| | 事業所数 | 従業者数 | 1 事業所当たり従業者数 |
|-------------|---------------|----------------|---------------|
| 山形県 | 1,276 事業所 | 152,681 人 | 119.7 人 |
| 最上地域 | 72 事業所 | 6,440 人 | 89.4 人 |
| 村山地域 | 633 事業所 | 80,787 人 | 127.6 人 |
| 置賜地域 | 274 事業所 | 29,777 人 | 108.7 人 |
| 庄内地域 | 297 事業所 | 35,677 人 | 120.1 人 |

総務省「経済センサス-活動調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）」を基に最上総合支庁が加工

(3) 不足する外来医療機能を確保するための方策について

① 休日・夜間の救急医療

- 最上地域保健医療対策協議会 メディカルコントロール専門部会で救急医療について情報共有及び協議を行います。
- 小児救急に関する住民向け研修会や医療従事者向けの研修会の開催により小児救急に関する理解を深めます。

② 在宅医療

- 入院時から在宅療養までの円滑な移行ができるよう、病院や診療所、居宅介護支援事業所等との連携体制を強化するため、最上地域保健医療協議会 在宅医療専門部会において定期的に協議を行います。
- 訪問診療、訪問歯科診療など在宅医療を提供する医療機関や在宅医療を支える人材の確保、育成を推進するため、セミナー等の開催を進めます。
- 住民等の在宅医療（終末期医療を含む）の普及啓発、理解促進のため、セミナー等の開催を進めます。

③ 公衆衛生

- 最上地区健康づくり推進連絡会議で地域・職域の保健事業等について情報共有を図り、健康課題の検討を行います。
- 各市町村が設置する健康づくり推進協議会で公衆衛生を含む、健康・福祉対策について情報共有及び協議を行います。
- 最上地域保健医療対策協議会 災害医療対策専門部会で災害時の公衆衛生について情報共有及び協議を行います。

【医師確保に関して】

- 最上地域では、外来医師偏在指標が 74.2 と全国下位（305 位／335 圏域）にあり、人口 10 万人当たりの医師数が村山地域の半分以下になっているなど 4 地域で最も少ない状況で、医師が少ない状況にあることから、不足する外来医療機能の確保に向けては、他の地域より一層医師の確保が必要な地域と言えます。

- 最上地域の医師数は、平成 20 年の 119 人から、平成 28 年の 105 人に減少（▲11.8%）しています。また、最上地域の一般診療所数は、平成 20 年の 59 箇所から、平成 28 年の 52 箇所に減少（▲11.9%）しています。（資料 5 ②医師数の推移（各年 12 月 31 日現在）、③一般診療所数の推移（各年 10 月 1 日現在）（配付資料 P16～））

- 外来医療機能を強化するためには、最上地域の医師数及び診療所数を増加する必要があります。そのため、以下の取り組みを行っており、フォローアップをしっかりと行うなど実施方法を工夫しながら、今後も継続して実施してまいります。
 - ① 小学生・中学生を対象とした動機付け学習会
小学校・中学校での、現役の医師や看護師等による出前授業を行っています。
 - ② 高校生を対象とした座談会・医療現場見学会
医師や看護師、薬剤師等による高校生との意見交換会や病院の見学を行っています。
 - ③ ①②の参加者のうち希望者に対し、フォローアップとして継続的な情報提供（H28～）を行っています。（「めざせ医療のしごと通信」（地元で働く医師や看護師、薬剤師等へのインタビュー、大学等の授業料等の情報や修学資金制度などを掲載）を年 2 回（6 月、12 月）送付）
 - ④ 医学生向けの情報発信
「もがみの医療」（最上管内の病院や診療所等の配置図や概要、各院長や研修医からのメッセージ、医療実習等の情報を掲載）を年 1 回（3 月）、全国すべての大学医学部に送付しています。加えて、大学の県人会を通じて、本県出身医学生に最上地域の情報をしっかりと提供していきます。
 - ⑤ 医学生から最上地域の病院等の見学・体験をしてもらい、地域医療への理解を深めてもらうとともに、最上地域の医療の実態や魅力を紹介する地域医療実習を行っております。また、「もがみの医療」（④の再掲）を送付しています。

- 外来医師偏在指標が全国下位であることや、一般診療所医師 1 人あたりの人口が多いことから、最上地域保健医療対策協議会と連携し、診療所の運営に関して他地域と比べ優位性があることを訴え、最上地域での開業を促していきます。

一般診療所医師 1 人あたりの人口

| | 人口(10万人) (a) | 一般診療所医師数(人) (b) | 一般診療所医師1人あたりの人口(千人) (a/b*100) |
|-------------|--------------|-----------------|-------------------------------|
| 山形県 | 11.1 | 840 | 1.32 |
| 最上地域 | 0.8 | 37 | 2.16 |
| 村山地域 | 5.4 | 452 | 1.19 |
| 置賜地域 | 2.1 | 136 | 1.54 |
| 庄内地域 | 2.8 | 215 | 1.30 |

外来医療計画に係るデータ集を基に最上総合支庁が加工

- 唯一の二次医療機関である県立新庄病院が、積極的に病診連携を行っていることを訴え、最上地域での開業を促していきます。
- 県が県医師会に委託して行っている定年退職医師活用事業（H31～、地域医療対策課所管）の活用や市町村と連携しながら、管外に在住する最上地域出身医師に関する情報を把握し、最上地域での開業を促していきます。

(4) 医療機器の効率的な活用に向けた取組みについて（厚生労働省の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」に基づく事項）

- ①医療機器の配置状況等に関する情報は別添のとおりです。
- ②共同利用の方針は次のとおりとします。

最上地域二次医療圏内の医療機関がCT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）及びマンモグラフィを新規購入又は更新する場合には、当該医療機関に対し共同利用計画書（様式1）の提出を求めるものとします。

(5) 外来医療計画に関する協議の場について

最上地域二次医療圏の外来医療計画については、最上地域保健医療協議会において協議し、その協議概要については県ホームページにおいて公表することとします。

3 置賜地域二次医療圏

(1) 地域で不足する外来医療機能について

| 地域名 | 不足する外来医療機能 |
|-----|-------------------------|
| 置賜 | ①初期救急 ②在宅医療 ③公衆衛生 |

(2) 不足する外来医療機能ごとの現状と課題

① 初期救急（休日夜間診療）

- 置賜地域においては、初期救急は、かかりつけ医と米沢市平日夜間・休日診療所、長井西置賜休日診療所、南陽東置賜郡休日診療所が対応しており、医療機関の連携による患者の症状に応じた受け入れシステム自体は整備されてきています。

【置賜地域の初期救急医療体制】（平成29年度～）

| | 休 日 | 平日夜間 |
|------|--------------|--|
| 米沢市 | 米沢市平日夜間休日診療所 | 米沢市平日夜間休日診療所 月～金 受付18時30分～21時 |
| 東置賜郡 | 南陽東置賜郡休日診療所 | かかりつけの医師 又は病院の当直医師 〔 公立置賜総合病院 救命救急センター 19時～22時 (医師会からの応援) 〕 |
| 西置賜郡 | 長井西置賜郡休日診療所 | |

資料：置賜地区救急医療対策協議会調査

- 置賜地域の時間外等外来患者数については、診療所は平成26年度の6,323人から、平成30年度の6,397人とやや増加しています。一方、病院は平成26年度の34,255人から平成30年度の30,520人へ減少している状況です。

置賜地域の時間外等外来患者数（診療所、病院）

| 項 目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 診療所（平日夜間・休日） | 6,323人 | 6,107人 | 6,502人 | 6,183人 | 6,397人 |
| 病院 | 34,255人 | 34,518人 | 32,953人 | 31,545人 | 30,520人 |
| 合計 | 40,578人 | 40,625人 | 39,455人 | 37,728人 | 36,917人 |

資料：置賜地区救急医療対策協議会調査

② 在宅医療

- 平成29年度の人口10万人当たり訪問診療患者延数について、診療所(458.8人)は、最上地域(287.9人)に次いで少なく、病院(127.7人)は最も多い状況です。

- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの往診患者延数について、診療所（165.0 人）は、最上地域（29.4 人）に次いで少ない状況です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療患者延数（診療所、病院）】（平成 29 年度）

| 項目 | 人口 10 万人当たり 訪問診療患者延数（月平均算定回数） | | 人口 10 万人当たり 往診患者延数（月平均算定回数） | |
|-------------|----------------------------------|----------------|--------------------------------|----------|
| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
| 全国 | 990.5 人 | 131.0 人 | 155.9 人 | 10.7 人 |
| 山形県 | 718.8 人 | 71.2 人 | 220.7 人 | 6.2 人 |
| 置賜地域 | 458.8 人 | 127.7 人 | 165.0 人 | ※ |
| 村山地域 | 807.2 人 | 33.4 人 | 213.4 人 | 6.9 人 |
| 最上地域 | 287.9 人 | 75.0 人 | 29.4 人 | ※ |
| 庄内地域 | 861.1 人 | 101.9 人 | 330.5 人 | 5.9 人 |

資料：NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳 H30.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの訪問診療医療施設数について、診療所（17.5 箇所）は、最上地域（12.9 箇所）に次いで少なく、病院（3.7 箇所）は多い状況です。
- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの往診医療施設数について、診療所（22.1 箇所）は、庄内地域（26.0 箇所）に次いで多い状況です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療施設数（診療所、病院）】（平成 29 年度）

| 項目 | 人口 10 万人当たり 訪問診療施設数（月平均施設数） | | 人口 10 万人当たり 往診医療施設数（月平均施設数） | |
|-------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|----------|
| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
| 全国 | 16.8 箇所 | 2.4 箇所 | 16.7 箇所 | 1.5 箇所 |
| 山形県 | 19.3 箇所 | 2.3 箇所 | 21.9 箇所 | 1.9 箇所 |
| 置賜地域 | 17.5 箇所 | 3.7 箇所 | 22.1 箇所 | ※ |
| 村山地域 | 19.3 箇所 | 1.5 箇所 | 21.4 箇所 | 1.6 箇所 |
| 最上地域 | 12.9 箇所 | ※ | 10.3 箇所 | ※ |
| 庄内地域 | 22.6 箇所 | ※ | 26.0 箇所 | 2.3 箇所 |

資料：NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・住民基本台帳 H30.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない。

③ 公衆衛生

- 医師数に着目してみると、置賜地域の医師数は、平成 26 年 12 月末現在の 380 人から、平成 30 年 12 月末現在の 390 人へ増加しています。しかし、平成 30 年 12 月現在の人口 10 万人当たり医師数（189.0 人）は、最上地域（141.4 人）に次いで少ない状況です。

医師数及び人口 10 万対医師数（各年 12 月 31 日現在）

| | 平成 26 年 | | 平成 28 年 | | 平成 30 年 | |
|-------------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 医師数 | 人口 10 万対医師数 | 医師数 | 人口 10 万対医師数 | 医師数 | 人口 10 万対医師数 |
| 全国 | 311,205 人 | 244.9 人 | 319,480 人 | 251.7 人 | 327,210 人 | 258.8 人 |
| 山形県 | 2,606 人 | 230.4 人 | 2,597 人 | 233.3 人 | 2,614 人 | 239.8 人 |
| 置賜地域 | 380 人 | 175.0 人 | 382 人 | 180.1 人 | 390 人 | 189.0 人 |
| 村山地域 | 1,577 人 | 285.2 人 | 1,574 人 | 287.0 人 | 1,577 人 | 291.8 人 |
| 最上地域 | 109 人 | 137.7 人 | 105 人 | 137.5 人 | 104 人 | 141.4 人 |
| 庄内地域 | 540 人 | 191.8 人 | 536 人 | 194.1 人 | 543 人 | 201.6 人 |

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- 平成 28 年の置賜地域の診療所の年齢階級別医師数割合は、60 歳以上の割合（59%）は最も高く、庄内地域と同じ状況です。

【診療所の年齢階級別医師数割合】（平成 28 年 12 月 31 日現在）

| 項目 | 全国 | 山形県 | 置賜地域 | 村山地域 | 最上地域 | 庄内地域 |
|-------|-----|-----|------------|------|------|------|
| ～59 歳 | 53% | 46% | 41% | 49% | 46% | 41% |
| 60 歳～ | 47% | 54% | 59% | 51% | 54% | 59% |

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- 令和元年度の置賜地域における学校医（県立学校）1 人当たりの学校数（0.4 箇所）は村山地域、庄内地域と同じ状況であり、学校医（県立学校）1 人当たりの生徒数（126.4 人）は、村山地域（119.0 人）に次いで少ない状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 項目 | 学校医数 | 学校医 1 人当たり 学校数 | 学校医 1 人当たり 生徒数 |
|------|-------|-------------------|-------------------|
| 山形県 | 170 人 | 0.4 箇所 | 128.3 人 |
| 最上地域 | 11 人 | 0.6 箇所 | 146.4 人 |
| 村山地域 | 85 人 | 0.4 箇所 | 119.0 人 |

| | | | |
|------|-----|-------|--------|
| 置賜地域 | 35人 | 0.4箇所 | 126.4人 |
| 庄内地域 | 39人 | 0.4箇所 | 145.4人 |

資料：県スポーツ保健課調べ ※生徒数は平成30年度、内科、眼科、耳鼻科、精神科、整形外科含む

- 令和元年度の置賜地域における産業医1人当たりの事業所数（3.5箇所）は最上地域（4.0箇所）に次いで多く、産業医1人当たりの従業員数（381.8人）は、村山地域（429.7人）に次いで多い状況です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】（令和元年11月現在）

| 項目 | 認定産業医数 | 事業所（50人以上）と契約している産業医数 | 産業医1人当たり事業所（50人以上）数 | 産業医1人当たり従業員（50人以上事業所）数 |
|-------------|------------|-----------------------|---------------------|------------------------|
| 山形県 | 522人 | 381人 | 3.3箇所 | 400.7人 |
| 最上地域 | 29人 | 18人 | 4.0箇所 | 357.8人 |
| 村山地域 | 285人 | 188人 | 3.4箇所 | 429.7人 |
| 置賜地域 | 88人 | 78人 | 3.5箇所 | 381.8人 |
| 庄内地域 | 120人 | 97人 | 3.1箇所 | 367.8人 |

資料：山形県医師会調べ・経済センサス-活動調査（平成28年6月1日現在）

（3）不足する外来医療機能を確保するための方策について

- 地域の実情に応じた望ましい外来医療機能を確保するために、協議の場における議論を通じて地域における課題を共有します。
- 協議の場において、地域の医療機関の外来医療における役割分担や連携について議論を行い、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促します。
- 不足する外来医療機能については、計画期間中に必要に応じて協議の場で状況確認を行います。

（4）医療機器の効率的な活用に向けた取組みについて

- ①医療機器の配置状況等に関する情報は別添のとおりです。
- ②共同利用の方針は次のとおりとします。

置賜地域二次医療圏内の医療機関がCT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）及びマンモグラフィを新規購入又は更新する場合には、共同利用計画書（様式1）を県に提出するものとします。

(5) 外来医療計画に関する協議の場について

置賜地域二次医療圏の外来医療計画については、置賜地域医療構想調整会議または同会議病床機能調整ワーキングにおいて協議するものとします。

また、その協議概要については県ホームページにおいて公表することとします。

4 庄内地域二次医療圏

(1) 地域で不足する外来医療機能について

| 地域名 | 不足する外来医療機能 |
|-----|-------------------------|
| 庄内 | ①初期救急 ②在宅医療 ③公衆衛生 |

(2) 不足する外来医療機能ごとの現状と課題について

① 初期救急（休日夜間診療）

- 庄内地域における初期救急医療体制は、南庄内では鶴岡市休日夜間診療所において、鶴岡地区医師会会員である医師による診療を実施しています。
- また、北庄内では祝休日及び年末年始については酒田市休日診療所において、平日の夜間診療については日本海総合病院救命救急医療センターにおいて、それぞれ酒田地区医師会十全堂会員である医師による診療を実施しています。
- さらに秋田県及び新潟県との協定によりドクターヘリの広域連携体制を整備し、県内唯一の離島である飛島に対応しています。

【庄内地域における救急患者受診状況（休日夜間診療所、病院）】

| 項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 診療所（平日夜間・休日） | 13,347人 | 12,536人 | 12,983人 | 12,652人 | 11,656人 |
| 病院 | 58,593人 | 62,167人 | 59,757人 | 55,658人 | 54,848人 |
| 合計 | 71,940人 | 74,703人 | 72,740人 | 68,310人 | 66,504人 |

資料：庄内保健所調べ

② 在宅医療

- 平成29年度の人口10万人当たり訪問診療患者延数について、診療所(861.1人)は県内で最も多く、病院(101.9人)は置賜地域に次いで多い状況です。
- 平成29年度の人口10万人当たりの往診患者延数について、診療所(330.5人)は県内で最も多く、病院(5.9人)は村山地域より少ない状況です。

【人口10万人当たり訪問診療・往診診療患者延数（診療所、病院）】（平成29年度）

| 項目 | 人口10万人当たり 訪問診療患者延数（月平均算定回数） | | 人口10万人当たり 往診患者延数（月平均算定回数） | |
|-------------|--------------------------------|---------------|------------------------------|-------------|
| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
| 全国 | 990.5人 | 131.0人 | 155.9人 | 10.7人 |
| 山形県 | 718.8人 | 71.2人 | 220.7人 | 6.2人 |
| 庄内地域 | 861.1人 | 101.9人 | 330.5人 | 5.9人 |
| 村山地域 | 807.2人 | 33.4人 | 213.4人 | 6.9人 |
| 最上地域 | 287.9人 | 75.0人 | 29.4人 | ※ |

| | | | | |
|------|--------|--------|--------|---|
| 置賜地域 | 458.8人 | 127.7人 | 165.0人 | ※ |
|------|--------|--------|--------|---|

資料：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)・住民基本台帳 H30.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない

- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの訪問診療医療施設数について、診療所 (22.6 箇所) は県内で最も多い状況です。
- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの往診医療施設数について、診療所 (26.0 箇所) は県内で最も多く、また病院 (2.3 箇所) は村山地域より多い状況です。

【人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療施設数 (診療所、病院)】 (平成 29 年度)

| 項目 | 人口 10 万人当たり 訪問診療施設数 (月平均施設数) | | 人口 10 万人当たり 往診医療施設数 (月平均施設数) | |
|-------------|---------------------------------|----------|---------------------------------|---------------|
| | 診療所 | 病院 | 診療所 | 病院 |
| 全国 | 16.8 箇所 | 2.4 箇所 | 16.7 箇所 | 1.5 箇所 |
| 山形県 | 19.3 箇所 | 2.3 箇所 | 21.9 箇所 | 1.9 箇所 |
| 庄内地域 | 22.6 箇所 | ※ | 26.0 箇所 | 2.3 箇所 |
| 村山地域 | 19.3 箇所 | 1.5 箇所 | 21.4 箇所 | 1.6 箇所 |
| 最上地域 | 12.9 箇所 | ※ | 10.3 箇所 | ※ |
| 置賜地域 | 17.5 箇所 | 3.7 箇所 | 22.1 箇所 | ※ |

資料：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)・住民基本台帳 H30.1.1 現在

※印は厚生労働省の提供データがないため算定できない

- なお、本県における在宅医療等需要の現状と将来推計を比較すると、後期高齢者人口の増加に伴い、2025 年まで在宅医療等需要の増加が見込まれます。

【在宅医療等需要】

| | 山形県 | 庄内地域 | 村山地域 | 最上地域 | 置賜地域 |
|-------|---------|--------|--------|------|--------|
| 2013年 | 10,826人 | 3,277人 | 4,937人 | 697人 | 1,915人 |
| 2025年 | 11,856人 | 3,503人 | 5,653人 | 708人 | 1,992人 |

資料：山形県地域医療構想

③ 公衆衛生

- 令和元年度の庄内地域における学校医 (県立学校) 1 人当たりの学校数 (0.4 箇所) は村山地域、置賜地域と同じ状況であり、学校医 (県立学校) 1 人当たりの生徒数 (145.4 人) は、最上地域 (146.4 人) に次いで多い状況です。

【県立学校の学校医の配置状況】（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 項 目 | 学校医数 | 学校医 1 人当たり 学校数 | 学校医 1 人当たり 生徒数 |
|-------------|------------|-------------------|-------------------|
| 山形県 | 170人 | 0.4箇所 | 128.3人 |
| 庄内地域 | 39人 | 0.4箇所 | 145.4人 |
| 村山地域 | 85人 | 0.4箇所 | 119.0人 |
| 最上地域 | 11人 | 0.6箇所 | 146.4人 |
| 置賜地域 | 35人 | 0.4箇所 | 126.4人 |

資料：県スポーツ保健課調べ

※生徒数は平成 30 年度、内科、眼科、耳鼻科、精神科、整形外科含む

- 令和元年度の庄内地域における産業医 1 人当たりの事業所数（3.1 箇所）は最も少なく、産業医 1 人当たりの従業員数（367.8 人）は、最上地域（357.8 人）に次いで少ない状況です。

【認定産業医数及び産業医嘱託契約状況】（令和元年 11 月現在）

| 項 目 | 認定産業医数 | 事業所（50 人以上）と契約している産業医数 | 産業医 1 人当たり事業所（50 人以上）数 | 産業医 1 人当たり従業員（50 人以上事業所）数 |
|-------------|-------------|------------------------|------------------------|---------------------------|
| 山形県 | 522人 | 381人 | 3.3箇所 | 400.7人 |
| 庄内地域 | 120人 | 97人 | 3.1箇所 | 367.8人 |
| 村山地域 | 285人 | 188人 | 3.4箇所 | 429.7人 |
| 最上地域 | 29人 | 18人 | 4.0箇所 | 357.8人 |
| 置賜地域 | 88人 | 78人 | 3.5箇所 | 381.8人 |

資料：山形県医師会調べ・経済センサス-活動調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）

- 庄内地域に従業地を有する医師数は、平成 28 年調査において人口 10 万人あたり 194.1 人となっており、県全体の 233.3 人を大きく下回っている状況にあります。

【医師数及び人口 10 万対医師数（各年 12 月 31 日現在）】

| | 平成 24 年 | | 平成 26 年 | | 平成 28 年 | |
|-------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| | 医師数 | 人口 10 万 対医師数 | 医師数 | 人口 10 万 対医師数 | 医師数 | 人口 10 万 対医師数 |
| 全国 | 303,268 人 | 237.8 人 | 311,205 人 | 244.9 人 | 319,480 人 | 251.7 人 |
| 山形県 | 2,598 人 | 225.5 人 | 2,606 人 | 230.4 人 | 2,597 人 | 233.3 人 |
| 庄内地域 | 513 人 | 177.9 人 | 540 人 | 191.8 人 | 536 人 | 194.1 人 |
| 村山地域 | 1,579 人 | 282.5 人 | 1,577 人 | 285.2 人 | 1,574 人 | 287.0 人 |
| 最上地域 | 113 人 | 138.2 人 | 109 人 | 137.7 人 | 105 人 | 137.5 人 |
| 置賜地域 | 393 人 | 176.4 人 | 380 人 | 175.0 人 | 382 人 | 180.1 人 |

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- 平成 28 年の庄内地域の診療所の年齢階級別医師数割合は、60 歳以上の割合（59%）は置賜地域と同じく県内で最も高い状況です。

【診療所の年齢階級別医師数割合（平成 28 年 12 月 31 日現在）】

| 項 目 | 全国 | 山形県 | 庄内地域 | 村山地域 | 最上地域 | 置賜地域 |
|-------|-----|-----|------|------|------|------|
| ～59 歳 | 53% | 46% | 41% | 49% | 46% | 41% |
| 60 歳～ | 47% | 54% | 59% | 51% | 54% | 59% |

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

（3）不足する外来医療機能を確保するための方策について

- 山形県医師確保計画により、医師確保に取り組みます。
- 地域における協議の場において、外来機能における役割分担や連携について議論を行い、各医療機関が不足する外来医療機能の確保に努めることを促します。
- 在宅医療を担う関係機関相互の連携体制の充実強化及び訪問看護師等の人材確保と育成強化を支援します。

（4）医療機器の効率的な活用に向けた取組みについて

- ① 医療機器の配置状況等に関する情報は別添のとおりです。
- ② 共同利用の方針は次のとおりとします。

庄内地域二次医療圏内の医療機関が C T、M R I、P E T、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）及びマンモグラフィを新規導入又は更新する場合には、共同利用計画書（様式 1）を県に提出するものとします。

（5）外来医療計画に関する協議の場について

庄内二次医療圏の外来医療計画については、庄内地域医療構想調整会議または同会議病床機能調整ワーキングにおいて協議するものとします。

また、その協議概要については県ホームページにおいて公表することとします。